# 令和6年度採用

# 寄宿舎指導員選考検査問題

# 専門教養

(正答例)

解答時間 10 時 35 分 ~ 12 時 05 分 (90 分) (含 一般教養)

*	*

受検番号	氏	名	*

\*印欄は記入しない。

1 次の(1)~(10)の文は、日本国憲法及び地方公務員法、学校教育法の条文の一部である。 正しいものには○を、誤っているものには $\times$ をそれぞれ解答欄に記せ。

### (1) 日本国憲法

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分 又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

#### (2) 日本国憲法

#### 第十五条

2 すべて公務員は、一部の奉仕者であつて、全体の奉仕者ではない。

## (3) 日本国憲法

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その財産に応じて、 ひとしく教育を受ける権利を有する。

#### (4) 地方公務員法

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる ような行為をしてはならない。

#### (5) 地方公務員法

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、その 職を退いた後は、必要に応じて秘密を漏らしてもよい。

## (6) 地方公務員法

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間 及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体 がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

#### (7) 学校教育法

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

# (8) 学校教育法

- 第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、 特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。
- 2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、 小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

## (9) 学校教育法

第七十八条 すべての特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。

# (10) 学校教育法

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条 の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなけれ ばならない。

 $2 点 \times 1 0 = 2 0 点$ 

(1)	0	(2)	×	(3)	×	(4)	0	(5)	×
(6)	0	(7)	×	(8)	0	(9)	×	(10)	0

- 2 次の(1)~(5)の各文について、最も関連のあるものを下のア~コの中からそれぞれ 一つ選び,解答欄に記号で記せ。
  - (1) 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限 度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障 害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
  - (2) 学校教育に関わる様々な取組を,教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に 実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。
  - (3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において,知的障害があると判定された方に 交付される手帳。
  - (4) 小学校,中学校,高等学校等において,通常の学級に在籍し,通常の学級での学習 におおむね参加でき,一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して,障害に応じた 特別の指導を行う指導形態。
  - (5) サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシス テムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

ア. GIGA スクール構想 イ. 特別支援学級

ウ. インクルーシブ教育システム

工.療育手帳

才.STEAM 教育

力. 精神障害者保健福祉手帳

キ. キャリア教育

ク. 通級による指導 ケ. Society 5.0

コ. カリキュラム・マネジメント

 $2 点 \times 5 = 10 点$ 

(1) ウ (2) コ	(3) エ	(4) 7	(5)	ケ
-------------	-------	-------	-----	---

3 次の文章は、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導について述べられた資料である。 文中の②~②に当てはまるものを、ア、イから一つずつ選び、解答欄に記号で記せ。

生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)

- 13.1 発達障害に関する理解と対応
- 13.1.1 障害者差別解消法と合理的配慮

(略)

発達障害のある児童生徒への合理的配慮については、学習上又は @ [ ア 形式・イ 生活 ] 上の困難を改善・克服するための配慮として、読み書きや計算、記憶などの学習面の特性による困難さ、及び不注意や ⑥ [ ア 妥当・イ 多動 ] 性、衝動性など行動面の特性による困難さ、対人関係やコミュニケーションに関する特性による困難さに対する ⑥ [ ア 個別・イ 経済 ] 的な配慮が必要になります。学習内容についての変更・調整をしたり、ICT 等を活用するなどして情報提供やコミュニケーション、教材等への配慮、体験的な学習の機会を設けたりすることなどが考えられます。また、 ⑥ [ ア 成功・イ 失敗 ] 経験の繰り返しによる意欲の低下や対人関係でのトラブル等による ⑥ [ ア 二次・イ 主体 ] 的な問題を防ぐためには、心理面、健康面の配慮も大切になります。

(略)

 $2 点 \times 5 = 1 0 点$ 

|--|

4 寄宿舎において、生徒がてんかん発作を起こしたときに考えられる対応や支援を 5つ記せ。

 $2 点 \times 5 = 1 0 点$ 

安全な場所に移動させる。

衣服を緩めて呼吸がしやすい体位を取らせる。

顔を横に向けるなどして, 痰がのどに詰まらないようにする。

必要に応じて救急隊に依頼して医療機関へ搬送する。

校長など管理職に状況を報告し,今後の指示を仰ぐ。